

## 公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	板倉ゴルフ場		
所在地	邑楽郡板倉町板倉777		
所管部局・課	(企)団地課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	施設管理係	内線	4002

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県公営企業の設置等に関する条例</li> <li>・群馬県ゴルフ場管理条例</li> </ul>
--

### 2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 地域の振興及び県民の生活の利便性の向上を図るため</p> <p>(2) 設置当初の状況 板倉ゴルフ場は、都市化、工業化が急速に進んでいたが、観光施設や余暇時間の活用を図るための施設に恵まれていなかった東毛広域圏において、昭和56年2月に東毛広域市町村圏振興整備組合及び板倉町から、谷田川流域に「群馬の水郷」と「ゴルフ場」とをスポーツやレクリエーションの基地として整備するように求める陳情が提出されたことから、企業局が建設を行ったものである。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 施設の老朽化、自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やコロナ渦での市場の変化など、取り巻く環境が設置当初とは大きく変化している。</p>
--

### 3 施設の概要

設置年月日	昭和59年10月21日
敷地面積(所有者)	446,020㎡(河川用地及び民・県有地)
主な施設(床面積、階数等)	全長6,554ヤード、18ホール、パー72
建設費	1,686,601 千円
備考	

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

	区分	単位	利用料金
プ レ ー 料	キャディーなしの場合	1日	11,300円以下
	キャディーありの場合	1日	11,300円以下にキャディー1人18ホールまでにつき4,180円を加えた額以下
	カート料	1人18ホールまでにつき	3,650円以下
	年間パスポート料	発行した日からその日の属する年度の末日まで	104,700円以下

4 施設における実施事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>・月例杯</li> <li>・オープンコンペ</li> <li>・レディースコンペ</li> <li>・東急レディースゴルフ</li> <li>・ジュニアレッスン会</li> </ul>
--

5 管理運営コストの状況(ゴルフ場事業合計) (千円)

区 分	令和5年度(当初予算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
歳 入(①)	618,190	622,042	550,077	470,698	564,851
営業収益	618,000	621,512	544,302	470,025	564,182
営業外収益	190	530	5,775	673	669
歳 出(②)	457,413	391,184	441,294	496,475	528,242
営業費用	431,740	382,369	439,930	496,048	527,782
営業外費用	25,673	8,815	1,364	427	460
歳入・歳出の差額(①-②)	160,777	230,858	108,783	▲ 25,777	36,609
歳入・歳出の主な増減理由	・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、49日間の営業休止を行ったため、営業収益が減少した。				

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ) (千円)

区 分	令和5年度(当初予算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
収 入(①)	484,250	509,150	480,000	381,560	503,744
利用料収入	476,000	500,116	464,789	366,184	482,581
営業外収入	8,250	9,034	15,211	15,376	21,163
支 出(②)	454,302	470,596	434,901	394,462	461,738
管理運営費(人件費、光熱費等)	255,302	271,194	259,901	242,792	274,955
県納付額	199,000	199,402	175,000	151,670	186,783
収 支(①-②)	29,948	38,554	45,099	▲ 12,902	42,006
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	・令和元年度は台風19号の被害によるクローズの影響があった。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、49日間の営業休止を行った影響があった。				

## 6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
常勤職員	14	20	19	19	13
非常勤職員	34	29	28	28	35
合 計	48	49	47	47	48

## 7 施設利用の状況

区 分	令和5年度※1	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年間利用者総数(人)	13,776	55,292	55,011	45,321	54,031
目標利用者数(人)※2	45,000	45,000	45,000	-	-
利用者の主な増減理由	・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、49日間の営業休止を行った影響があった。				

※1 見込数又は途中実績を記入

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

## 8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p>○県営ゴルフ場を取り巻く環境が設置当初とは大きく変化していることから、令和3年度に外部有識者によるあり方検討を実施し報告を受けた。</p> <p>・県営ゴルフ場の要否:総合的にみて、県営ゴルフ場の継続は必要。 (①多くの県民に利用されている。②利用者アンケートで継続希望が多い。③県民の健康増進や河川敷の荒廃防止等に寄与)</p>
業務等の見直し	<p>○あり方検討委員会から、県営ゴルフ場を取り巻く諸課題を踏まえ、未来志向の報告を受けた。</p> <p>○企業局は、報告の趣旨を踏まえ、必要な検討を加えながら、県営ゴルフ場全体としては、指定管理者の創意工夫を促し、広く県民が気軽にゴルフを楽しめる場の提供を目指していくこととした。</p> <p>○また、各ゴルフ場においては、ゴルフ人口の裾野拡大や県民の健康増進に向けて、ゴルフを始めやすく続けやすい環境づくりやターゲットに応じたレッスンやイベントの充実など、必要な取組を進めていくこととした。</p> <p>○これらの取組は、県営ゴルフ場の現在の利用者への配慮に留意しながら、指定管理者の自発的な創意工夫やゴルフ関係団体との連携により進めていく。 (R5.6.13策定:群馬県営ゴルフ場事業運営方針抜粋)</p>